

瀬戸内町における総合評価方式ガイドライン

Ⅰ 総合評価方式の概要

Ⅰ-Ⅰ 背景と方策

公共工事においては、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、2者以上の同額（最低制限価格）による入札が増加するとともに、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による工事の品質低下の懸念が顕著となっている。

こうしたことから、公共工事の品質確保を図るためには、経済性に配慮しつつ価格以外の要素（技術力・地域貢献度）も考慮して、総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価方式は、落札者の決定において、価格に加えて技術力、地域貢献度の面から最も優れた者を落札者とする方式である。

瀬戸内町において令和8年10月1日より総合評価方式を導入する。

Ⅰ-2 効果

- ① 技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。
- ② 施工不良の未然防止、工事目的物の性能が向上することによる長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。
- ③ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境整備が期待される。
- ④ 地域貢献度を評価することにより、地域密着型企业として活動することが、持続可能性の確保となる。

Ⅰ-3 総合評価方式とは

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術、地域貢献度の面から最も優れた者を落札者とする方式。

特別簡易型、簡易型、標準型の3パターンあるが本町は原則、特別簡易型を導入する。

【特別簡易型】※2千5百万円を超える土木一式工事を対象とする。

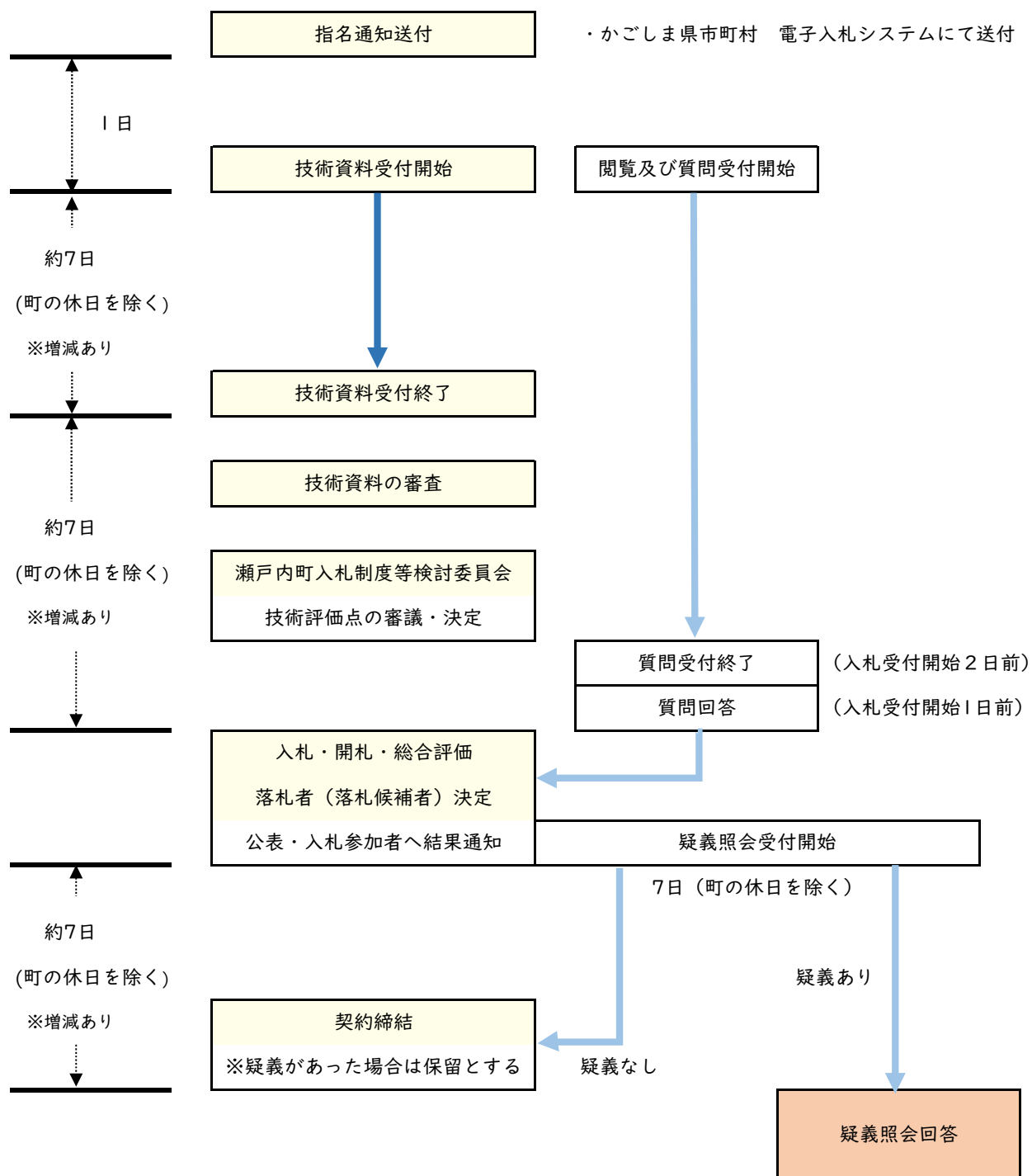
技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、企業の施工能力や配置予定技術者等を評価する方式。

2 総合評価方式の実施手順

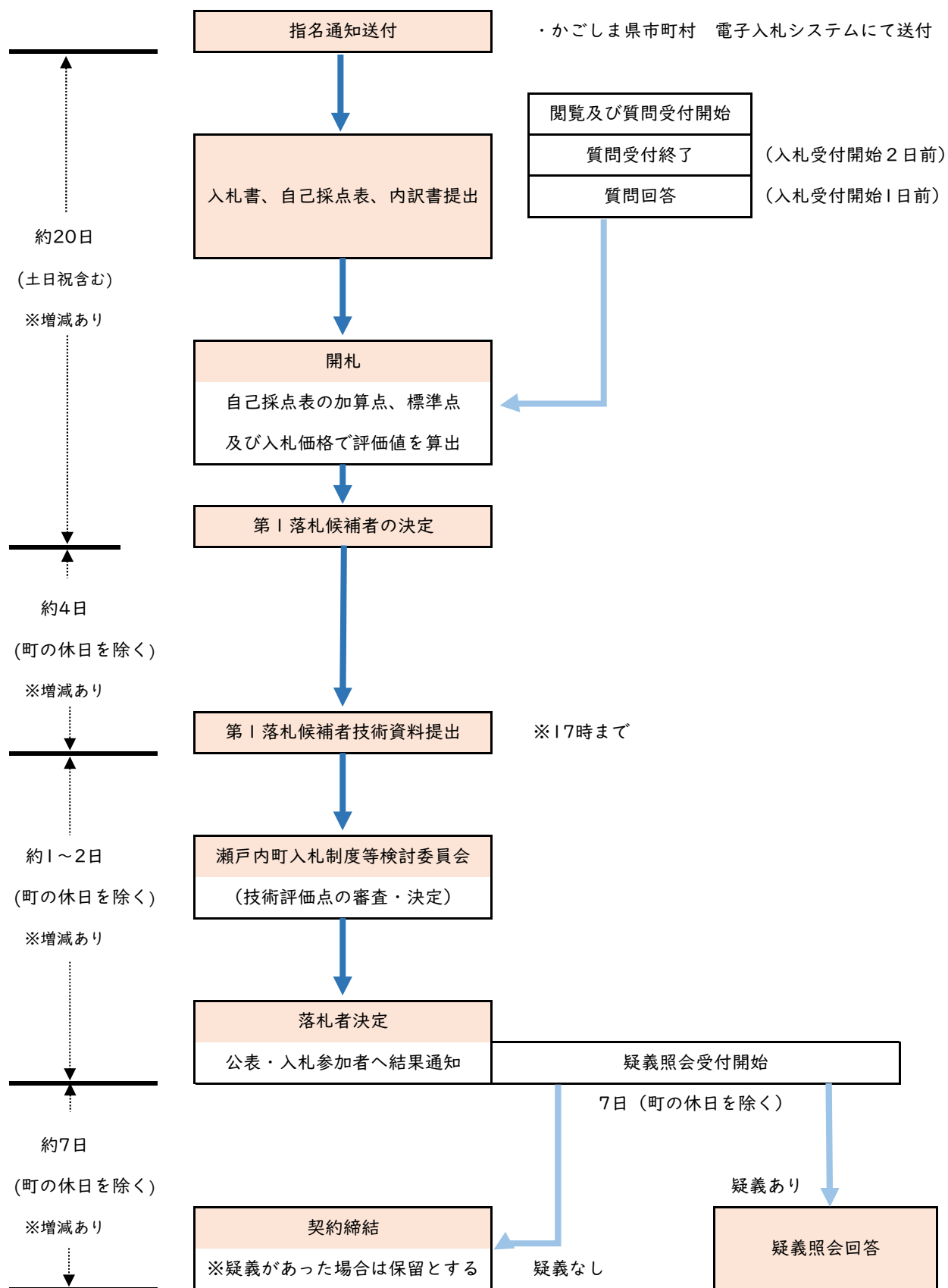
実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

なお、落札決定基準の検討や技術資料の受付・審査機関については、適宜日数を増減できる。本町においては特別簡易型の試行手順で実施する。

○特別簡易型の試行手順



○特別簡易型自己採点方式の試行手順



3 特別簡易型における審査・評価

3-1 技術資料の提出要請

指名競争入札及び一般競争入札において、技術資料の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ① 総合評価方式による入札であること。
- ② 技術資料の内容及び提出期限
 - ・ 技術資料の作成
 - ・ 技術資料及び作成要領等の配付場所等
 - ・ 評価項目の工種について
 - ・ 技術資料の提出（方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所）
- ③ 決定者基準に関する事項
 - ・ 評価項目及び評価基準
 - ・ 評価値の算出方法
- ④ 総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑤ 評価内容の担保に関する事項
- ⑥ その他総合評価方式に関する事項
 - ・ 入札無効
 - ・ 落札者の決定

3-2 自己採点方式による技術資料及び自己採点表（以下、「技術資料等」という。）の提出要請。

自己採点方式により入札を行おうとするときは、技術資料等の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ① 総合評価方式による入札であること。
- ② 自己採点方式を適用する入札であること。
- ③ 技術資料等の内容及び提出期限
 - ・ 自己採点表の作成
 - ・ 技術資料の作成
 - ・ 技術資料等及び作成要領等の配布場所等
 - ・ 評価項目の工種について
 - ・ 技術資料等の提出（方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所）

- ④ 決定者基準に関する事項
 - ・評価項目及び評価基準
 - ・評価値の算出方法
- ⑤ 総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑥ 評価内容の担保に関する事項
- ⑦ その他総合評価方式に関する事項
 - ・入札無効
 - ・落札者の決定

3-3 評価項目、加算点及び評価基準

配置予定技術者が1人に特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者を配置予定技術者として行うことができる。

その場合、審査については各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。

地域貢献の実績は会社としての実績とする。

各工種の評価項目、加算点及び評価基準は別紙「加点項目表」を参照。

3-4 自己採点表の審査方法

落札者を決定するために、最高評価点者（落札候補者）から提出された技術評価点の自己採点（仮技術評価点）について、町は、当該者から提出された技術資料を基に審査を行う。審査の際、自己採点表に誤りがあった場合は、町は次のとおり修正を行うものとする。

- ・自己採点が過大評価となっていた場合は、正しい評価に下方修正する。
- ・自己採点が過小評価となっていた場合は、修正は行わない。
- ・審査・修正は、評価項目ごとに行う。
- ・最高評価点者（落札候補者）の自己採点表に誤りがあり、下方修正を行った場合においては、次点者にも技術資料の提出を求めたうえで、再評価を行う。

4 瀬戸内町における総合評価方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、失格基準価格以上の価格をもって入札した者で評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4-1 瀬戸内町における総合評価の方法（特別簡易型の場合）

技術資料を提出した者に対して標準点を与え、さらにあらかじめ設定した評価項目について基準に従って評価を行い、0点～0.6点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000\end{aligned}$$

（評価値） 価格評価点と価格以外の評価点（技術評価点）を総合した評価点。

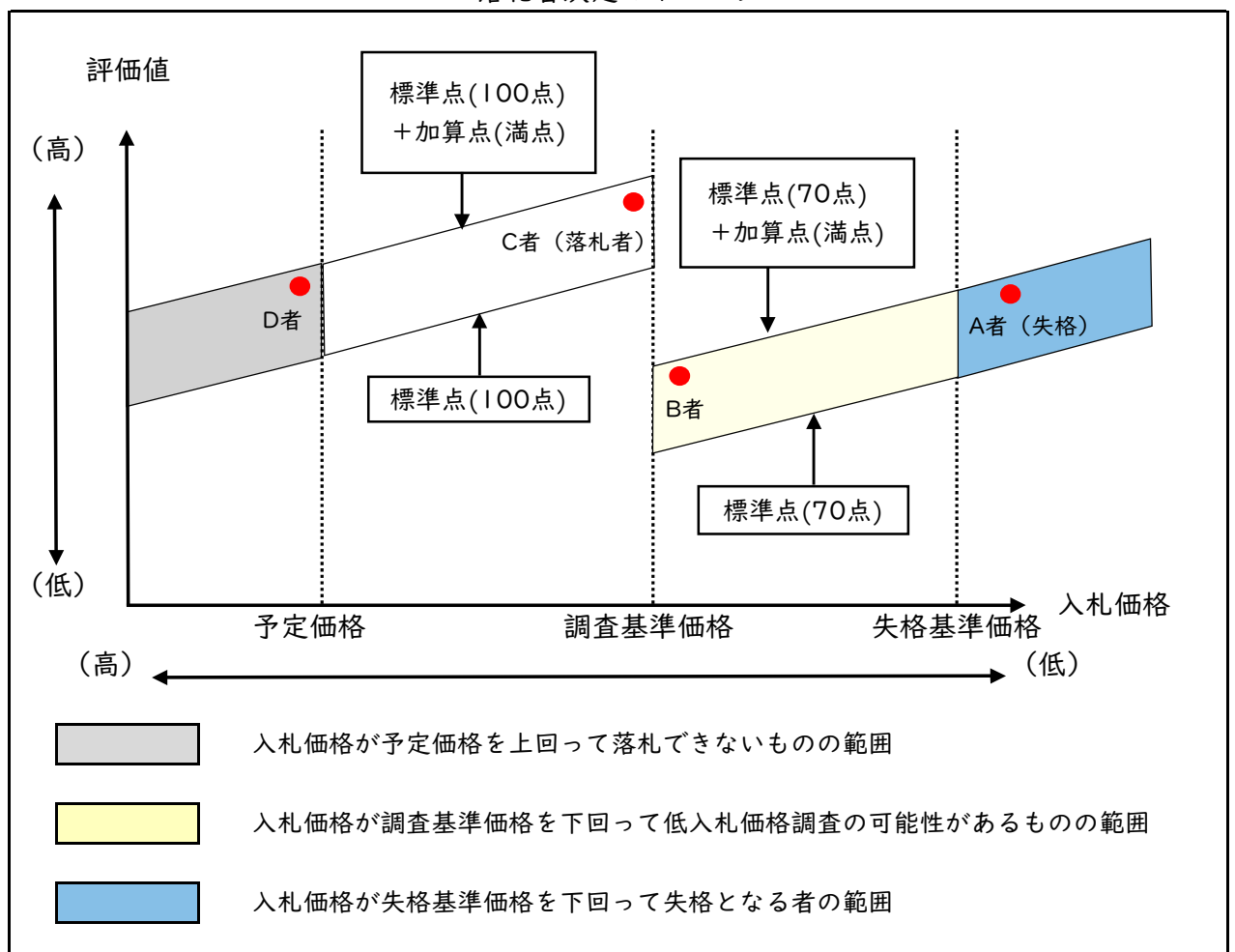
※少数4位まで（小数5位四捨五入）

（標準点） 技術資料を提出し、入札に参加した者全てに与えられる点数。

瀬戸内町低入札価格調査実施要領（令和8年10月1日施行）第3条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。

（加算点） 入札参加希望者から提出された技術資料等（工事实績等）から価格以外の要素を評価し点数化したもの（0.6点満点）

<落札者決定のイメージ>



5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置については、次のとおりとする。

- ① 落札者は、技術資料を提出し評価対象とされた配置予定技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事の現場に主任技術者又は監理技術者として配置するものとする。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任であることとし、更に、当該技術者は営業所における専任の技術者でないこととする。
- ② 配置予定技術者が複数名いる場合は、契約締結日において配置する技術者を確定することとし、それ以降における他の配置予定技術者への変更は認めないものとする。ただし、余裕期間を設定した案件については、実工事期間の始期までは、他の配置予定技術者への変更を認めるものとする。
- ③ 配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合等において発注者の承認を得たときを除き、原則としてできないものとする。
- ④ 病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合等において発注者が配置予定技術者の変更を承認したときは、落札者は、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置しなければならない。この場合において、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置することが出来ないときは、契約前にあっては、契約を締結しないことがあり、契約後にあっては、工事成績評定点から10点を減点するものとする。
- ⑤ 病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる場合等を除き、配置予定技術者を当該工事に配置できない場合は、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。この場合において、契約前にあっては、契約を締結しないことがあり、契約後にあっては、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除等の措置をとることがあるものとする。
- ⑥ 前号の規定は、当該工事において建設キャリアアップシステムを運用する誓約を交わした場合において、誓約内容を履行しなかった、または履行していないことが確認された場合においても適用する。
- ⑦ その他、主任技術者又は監理技術者の配置については「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号）によるものとする。

5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるにあたり留意すべき事項について瀬戸内町総合評価方式試行要領第4条に定める「鹿児島県総合評価技術委員会」（以下「技術委員会」という。）の意見聴取を行う。

なお、「留意すべき事項」とは、「瀬戸内町総合評価方式（特別簡易型）における価格以外の技術的な要素に係る評価項目及び評価基準」等をいう。

上記の規定による当該意見聴取においては、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか確認するものとし、必要があるとされた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、価格以外の技術的、地域貢献度の要素に係る評価結果の適否について、技術委員会の意見聴取を行う。

5-3 情報公開

① 入札公告等への明記

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ・ 総合評価方式による入札であること。
- ・ 技術資料の内容及び提出期限
- ・ 決定者基準に関する事項
- ・ 総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・ 評価内容の担保に関する事項
- ・ その他総合評価方式に関する事項

② 総合評価結果の公表

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- ・ 入札参加者名
- ・ 各入札参加者の技術評価点
- ・ 各入札参加者の入札価格
- ・ 各入札参加者の評価値
- ・ 各入札参加者の技術評価点内訳

（「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献度」の大きな項目ごとの点数）

③ 疑義照会への対応

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日（当該期間に町の休日が含まれるときは、当該町の休日を除く）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から、自らの技術評価点（公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数）について書面により疑義照会があった場合は、契約担当者は、照会者のみの詳細な技術評価点を書面により回答する。